第三条第一項	前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額を超える保険者（以下「控除対象保険者」という。）	
	法	改正前老健法
	その超える額（以下「超過額」という。）	当該実績医療費拠出金の額
第四条	加算対象保険者に係る不足額の合計額及びすべての控除対象保険者に係る超過額	保険者の実績医療費拠出金の額
	額と受取利息の額との差額	額
	法	改正前老健法
	加算対象保険者に係る不足額の合計額とすべての控除対象保険者に係る超過額の合計額との差額	保険者の実績医療費拠出金の額の合計額
第十二条	確定加入者調整率	実績加入者調整率
	、法	、改正前老健法
	粗確定加入者調整率	粗実績加入者調整率
	確定補正係数	実績補正係数
	法第五十六条第三項第一号イ調整対象外医療費見込額	改正前老健法第五十六条第三項第一号イ調整対象外医療費見込額（以下単に「調整対象外医療費見込額」という。）
	特定費用確定率	特定費用実績率
	当該年度の前々年度	平成十九年度
第十六条第一項	法第五十七条	改正前老健法第五十七条
	次の各号に掲げる額の合計額	当該年度における改正前老健法第六十四条第一項に規定する基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を平成十九年度における全ての保険者に係る加入者総数で除して得た額を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額に平成十九年度における当該保険者に係る加入者数を乗じて得た額
第十七条第二項	第三条第一項	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号。以下「健保則等一部改正省令」という。）附則第四条の規定により読み替えられた第三条第一項
	控除対象保険者	前々年度の実績医療費拠出金

法第五十六条第一項各号	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「健保令等一部改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第一項各号
法第五十六条第五項	健保令等一部改正政令附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第五項
特定費用確定率	特定費用実績率
第十八条第一項	健保則等一部改正省令附則第四条の規定により読み替えられた第十二条
第十二条	
確定補正係数	実績補正係数
法第五十六条第四項	健保令等一部改正政令附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第四項
確定負担調整加算率	実績負担調整加算率

附則第五条から第七条までを次のように改める。

第五条から第七条まで　削除

附則第十一条第一項を削り、同条第二項中「新調交省令附則第三条」を「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第三条第一項」に、「新調交省令第四条」を「同令第四条」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に、「新調交省令附則第三条」を「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第三条第二項」に、「新調交省令附則第二条」を「同令附則第二条」に、「新調交省令第四条」を「同令第四条」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に、「附則第九条第一項」を「附則第九条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを削る。

附則第十二条第一項及び第二項を削り、同条第三項の表以外の部分中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの各年度」を削り、「新事務費省令附則第四条」を「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令附則第四条」に、「新事務費省令第二条」を「同令第二条」に、「第七条の二」を「第七条の四」に改め、同項の表第二条第三項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第七条の二並びに第十三条第一項及び第四項の項中「第七条の二」を「第七条の四」に改め、同条第三項を同条とする。

（労働基準法施行規則の一部改正）

第七条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第九十九条第一項に定める標準報酬日額に相当する金額」を「第四十条第一項に規定する標準報酬月額の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第八条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百十条第一号中「第百八条第五項」を「第百八条第六項」に改め、同条第五号中「第六十六条第九項」に改め、同条第七号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第九項」に改める。